

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第14号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「同法附則第9条第3項」を「同法附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。